

### Ⅲ 人 口 集 中 地 区

=D I D s (Densely Inhabited Districts)

#### 設定の趣旨及び経緯

人口集中地区は、昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部の地域は、その面積が著しく広大となった反面、人口密度は低下し、統計上、「都市地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきた。そこで昭和 35 年国勢調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を市区町村の境域内に設定し、これらの人口集中地区についても国勢調査結果を集計することとした。

今回の令和 2 年国勢調査による人口集中地区の設定は、昭和 35 年以来 13 回目であるが、従来とほぼ同様、次の基準により設定している。

#### 設定の基準

今回の人口集中の設定に当たっては、令和 2 年国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基準単位区として、①原則として人口密度が 1 km<sup>2</sup> 当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が令和 2 年国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が 2 分の 1 以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めた。

本市では、下河原、北河原、桑津等猪名川流域の一部を除き全地域が人口集中地区になっている。

令和 2 年国勢調査では、人口集中地区人口が 197,972 人（全人口の 99.9%）で、人口集中地区面積が 24.33 km<sup>2</sup>（全面積の 97.3%）、人口集中地区密度が 8,137.0 人/km<sup>2</sup>となっている。

これを前回調査（平成 27 年）とくらべると、人口が 1,093 人（0.6%）の増加、人口密度が 236.6 人（3.0%）の増加となっている。